

## 特集 個人情報を守るために



編集・発行 田辺市企画広報課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1  
☎ 0739(26)9963 FAX 0739(22)5310

ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>東京2020オリンピック  
聖火リレーが田辺に！皆さんのご声援を！

東京2020オリンピック聖火リレーは、3月26日に福島県でスタートした後、121日間（移動日を含む。）をかけて日本全国を巡ります。和歌山県では4月10日～11日にかけて実施され、和歌山県1日目の10日に本市でも聖火リレーが行われます。是非、沿道でご声援ください。

1日目 4月10日（金）
新宮市⇒那智勝浦町⇒串本町⇒白浜町⇒ <b>田辺市</b> ⇒御坊市⇒有田市⇒海南市・和歌山市

2日目 4月11日（土）
和歌山市⇒岩出市⇒紀の川市⇒ かつらぎ町⇒高野町⇒橋本市

■走行予定時間 14時～14時30分頃

※走行時間については、当日の交通事情などにより前後する可能性があります。

■聖火ランナー 10名程度のランナーが走る予定です。



画像提供：Tokyo 2020



問 ◇スポーツ振興課 ☎ 0739-25-2531

◇東京2020オリンピック聖火リレー和歌山県実行委員会事務局

(和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課プロジェクト推進室内) ☎ 073-441-3688

TOKYO 2020  
OLYMPIC TORCH RELAY  
Hope Lights Our Way  
希望の道をつなごう。

2020.4.10

田辺市



お客様宛にお荷物のお届けに  
上がりましたが不在のため持  
ち帰りました。  
配送物は以下よりご確認くだ  
さい。

<http:// × × / 大手宅配業者名>

<http:// × × / 大手宅配業者名>

お客様の【××銀行の口座】  
セキュリティ強化、カード・通  
帳の利用停止、再開のお手続き  
の設定をしてください。  
<http://s××x.jp>

//sxxx.jp

特集 個人情報を守るために

ハンセンや携帯電話等でメールやインターネットを利用することは当たり前になつてきていました。しかし、その利用者を狙つて不正に個人情報や金銭を奪おうとする人もいます。皆さんとのところには、思い当たるようなメールが届いたことはありませんか。

ご利用中の●●会員アカウントへのログインが確認されました。

ログイン記録にお心当たりがない場合は、下記のリンクをクリックして、安全なサーバーを使用してアカウントにログインしてください。

続けるにはこちらをクリック

【●●】 お客様の●●銀行  
行口座に対し、第三者  
からの不正なアクセス  
を検知しました。ご確  
認ください。  
<http://●●-ic.com>

会員登録の未納料金が発生しております。本日中にご連絡がない場合法的手続きに移行します。

●●カスタマーセンター  
03 ×○×○×○×○



今月の表紙写真

今月の表紙は、田辺警察署の金澤警部補がサイバーパトロールを行っている様子を撮影しました。日々、私たちの安全を見守ってくれています。

## 紙面で使用するマーク等の説明

回...日付・期間

時...時間

休...休館日

提...提所

## **物 場所**

卷一  
内 容

内...内容

对象・参加資格等 [先着]…先着順

定...定員

料…料金・費用

● 特集

### 用...申込み

中文字典

[消印]...消印有在

[消印]…消印有  
[告差] 告差順

- ◇祝マークには、振替休日等も含みます。
- ◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
- ◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、祝を除く月～金の8時30分～17時15分です。毎週木は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

## 身边に忍び寄るサイバー犯罪

そのメッセージは大丈夫?

3ページで例を挙げている  
メッセージは、最近多発している  
『スミッシング』と呼ばれる  
サイバー犯罪の可能性があります。  
皆さんも、似たようなメッセ  
セージを見たことがあるのでは  
ないでしょうか。

スミッシングとは、携帯電話  
等で使用するSMS(ショート  
メッセージサービス)を利用して  
サイトなどを装いメッセージ  
を送り、不正サイトへ誘導し、  
IDやパスワード、クレジット  
カード番号、氏名、住所などの個人  
情報を入力させて盗む方法です。  
SMSは、相手のメールア  
ドレスが分からなくても電話番  
号だけで文字メッセージを送受  
信することができます。つまり、  
スミッシング犯は、適当に11桁  
の数字を並べるだけで、いろん  
な方の携帯電話等にメッセージ  
を送ることができるので、誰も  
が受け取る可能性を持つてい  
ます。

スミッシング犯は、宅配業者  
などを装ってメッセージを送信  
します。その文面には「本物の  
ページを開くためのアドレス」  
が書かれています。そのアドレ  
スを押すと、本物のホームページ  
に似せたページが開き、メッ  
セージ受信者は、IDやパス  
ワード、クレジットカード番号、  
氏名、住所などの個人情報を入  
力してしまいます。スミッシン  
グ犯は、入力された情報を盗み、  
受信者にあらゆる被害をもたら  
します。  
他にも、銀行を装った手口で  
は、口座番号やパスワードを入  
力してしまって、たつた数分で  
受信者の銀行口座から不正に送  
金されてしまう被害に遭うこと  
もあります。  
また、個人情報を入力させる  
以外にも、偽のアプリを取得さ  
せ、携帯電話等をウイルス感染  
させることもあります。そうなる  
と、個人情報が盗まれるだけで  
なく、携帯電話が遠隔操作され  
る可能性もあり、様々な犯罪に  
悪用されることが予想されます。

■和歌山県警でのサイバー犯罪に関する相談件数等(カッコ内は田辺署)

	H26	H27	H28	H29	H30	RI
詐欺・悪質商法等に関する相談 (インターネットオークション被害を除く。)	729	720	745	697	502	765
インターネットオークションに関する相談	72	71	46	59	56	47
名誉棄損、誹謗中傷、脅迫に関する相談	78	101	100	91	90	82
児童の誘い出し、児童ポルノの流布等、特定の児童に関する相談	2	5	4	4	4	5
不正アクセス、ネットワークセキュリティに関する相談	113	38	66	95	98	108
コンピュータウイルスに関する相談	1	11	9	21	9	21
迷惑メール、スパムメールに関する相談	112	159	138	99	126	127
クレジットカード番号盗取等クレジットカード犯罪に関する相談	44	16	18	24	45	55
違法有害なホームページ・掲示板等の通報、取締り要望	24	28	26	20	19	13
プロバイダとの契約、トラブル等	9	10	8	5	3	6
その他	133	149	208	195	155	162
合計	1317 (107)	1308 (121)	1368 (109)	1310 (76)	1107 (53)	1391 (92)
検挙件数	46	55	56	58	92	71
検挙人数	50	47	51	58	48	42

### ▼実際にあった相談内容▼

インターネットショッピングで商品を購入し、  
指定された口座へ代金を振り込んだにも関わ  
らず、商品が届かず、相手とも連絡が取れない。

身代金要求型ウイルス「ランサムウェア」に  
感染してコンピュータがロックされ、それを  
解除するために金銭の支払いを求められた。

掲示板サイトに個人を誹謗中傷する内容を書き込まれた。

オンラインゲームのアカウントを乗っ取られ、  
ゲーム内のアイテムを勝手に利用された。

ホームページにわいせつな画像が掲載されている。

メールのフィルタリング設定を行っても、アド  
レスが変更された大量の迷惑メールが届く。

「料金体系が安くなる」と電話で勧誘され、  
プロバイダを変更したが安くならない。

相談件数はほぼ横ばい  
サイバー犯罪は、刑法や特別  
法を問わず様々な犯罪にわたる  
ことが多いため、正確な統計を  
出すことは難しいそうです。警  
察がサイバー犯罪だと認知する  
のは各種の相談から始まるこ  
とが多いことから、相談件数をサ  
イバー犯罪の目安としていま  
す。

近年、サイバー犯罪に関する  
相談件数はほぼ横ばいで推移  
(上表参照)していますが、サイ  
バー犯罪は日々多様化してい  
るので、今後増える可能性は十分  
に考えられます。また、左記に  
あるような相談は、老若男女関  
係なく寄せられるので、他人事  
だとは思わず、まずはサイバ  
犯罪について知ることから始め  
てみてはいかがでしょうか。

### スミッシングだけではないサイバー犯罪

サイバー犯罪とは、コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪で、大きく分けて次の3つの類型に分類されます。



#### 不正アクセス行為

不正アクセス禁止法に該当する行為  
◇フィッシングや不正プログラム等に  
より得たアカウントを用いて他人にな  
りすまし、アクセス制御されているコ  
ンピュータを不正に使用する行為  
◇システムの脆弱性を突いて、アクセ  
ス制御されているコンピュータを不正  
に使用する行為



#### コンピュータ犯罪

コンピュータや電磁的記録を対  
象とする犯罪  
◇コンピュータ等を不正に使用  
する犯罪  
◇コンピュータウイルスに関す  
る犯罪



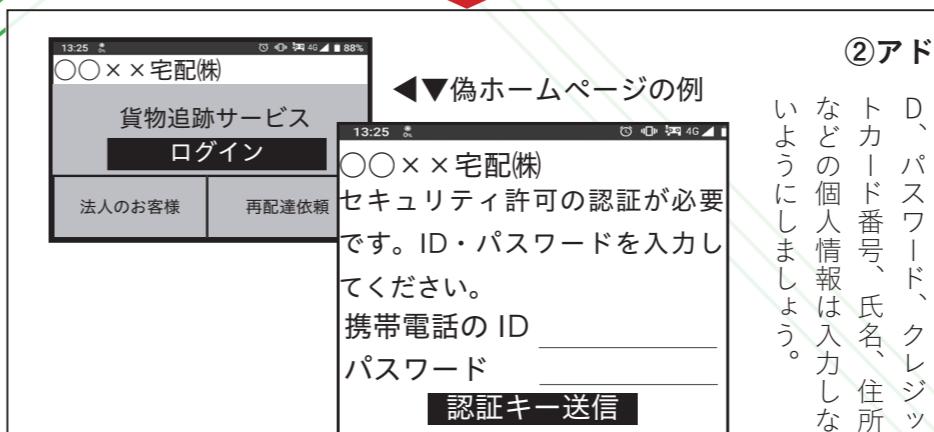
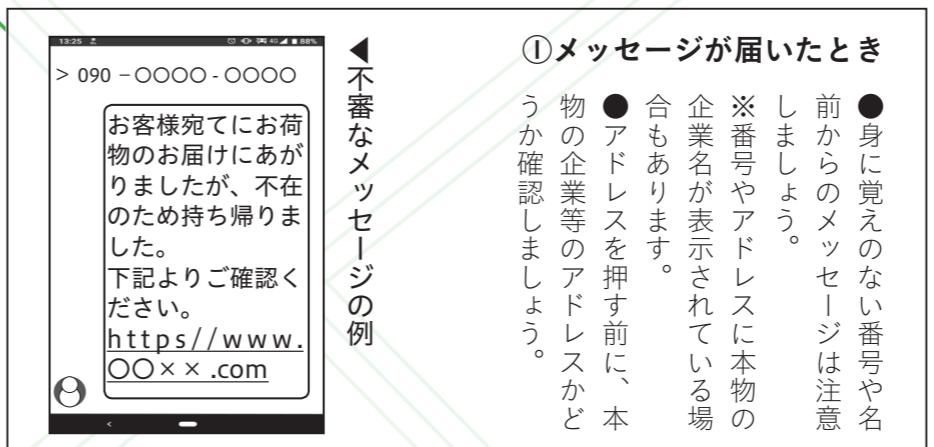
#### ネットワーク利用犯罪

実行の手段として高度情報  
通信ネットワークを利用す  
る犯罪  
◇インターネットを介して  
わいせつな画像の掲載や児童  
ポルノの販売・頒布  
◇インターネットを介して  
脅迫、名誉棄損等の行為

## 被害に遭わないために

冷静な対応で被害を防ごう

被害を防ぐためには、正しい知識と冷静な対応が重要です。スマッシングへの対応を紹介しますので、実際に不審なメッセージが届いたときは、参考にしていただき、冷静に対応しましょう。



### サイバーセキュリティ対策5か条

～インターネットを安全に利用するために～

1. ウイルス対策ソフトを導入しよう
2. パソコン・携帯電話等のソフトウェアを最新の状態にしよう
3. ID・パスワードの使い回しは避けよう
4. 定期的にバックアップを取りよう
5. 脅威や攻撃の手口を知り、対策方法を学ぼう



コンピュータウイルスの感染が疑われる場合や、クレジットカードが不正利用された場合は、警察に相談しましょう。

## 田辺警察署の取組

サイバーセキュリティの講演を聞いた中・高校生にインタビューしました



田辺高校2年  
溝端 大力さん

ちょうど最近、お父さんの携帯に、講演で紹介された身に覚えのないメールが、宅配業者から送られてきました。身近で起きたことです。実際にメールが送られてきて、偽物か本物か見分けが付きにくいので、簡単には押さないようにしたいと思います。

携帯に送られてくるメールをボタン一つ押しただけで遠隔操作されるようなことにつながったりするのは想像もしていました。

普段SNSを使うことがあります。個人を特定されるような写真を載せないなど気を付けています。今回の話を聞いて、より注意して使わないといけないと感じました。



田辺中学校3年  
岸裏 茉波さん

田辺警察署では、昨年度から出前型のサイバーセキュリティ講演会を行っています。昨年度の企業向けの講演には延べ700名ほどの方が受講。今年度は、県内では初めての試みとなる中学生と高校生を対象とした講演を行いました。スマートフォンを偽のアプリからウイルス感染させ、遠隔操作する実演で、セキュリティ対策の重要性を体感してもらいました。



田辺高校での講演会の様子

### セキュリティ意識向上へ

いつ被害に遭うか  
分かりません

インターネットは、企業活動や日常生活に浸透し、とても利便性の高いものです。一方で、悪意ある者によるパソコンや携帯電話等を狙った犯罪は、年々深刻化し、犯行の手口も悪質巧妙化しています。最近では、世界的に利用されている複数のSNSで何千万人分という大規模な個人情報の流出が明らかになりました。知らない間に自分がなりました。知らない間に自分も被害に遭っていることがあります。まずはどんな手口があるのかを知っておくことが重要です。

自分には関係がないと思う方も少なくありませんが、このよ

うな犯罪は身近に潜んでいます。対策としては、パスワードを適切に管理することやウイルス対策ソフトを導入することなどを心掛けてください。被害に遭わないよう物理的にも意識の上でもセキュリティ対策をとることが肝心です。

特に今年は、オリンピック・パラリンピックがあり、期間中に金融機関や交通機関、また電気ガス水道といった国民の生活に密接に関係する重要インフラが懸念されますので、日頃からサイバーセキュリティに対するウイルス感染等の攻撃に対する警戒心を持ち、対策をしていくことが重要です。不審に感じたり、自分で解決できないことは警察に相談ください。



田辺警察署  
生活安全刑事課課長代理  
奥地 隆文 警部



令和元年9月～令和2年1月

# 市政「未来ポスト」～皆さんのがんばり～

市政「未来ポスト」にお寄せいただいたご意見を紹介します。(一部抜粋)



伝統芸能について  
11月10日に串本で獅子舞とおこし  
いう串本各地の獅子舞を舞わ  
すイベントが行われていまし  
たが、田辺市ではそういうよ  
うなイベントの開催予定はな  
いのでしょうか。

目良の獅子舞も数年前に担  
い手がなくなり途絶えてしま  
いました。少子高齢化が進む  
この時代では、増え途絶える  
一方だと思います。

弁慶祭より遙か古い歴史を  
持つのに、田辺市は何も動い  
ていないのではと思います。  
補助金を出せというのではなく  
く記録をして、もし担い手が  
なくなり途絶えてしまつても  
数十年後、数百年後でも復活  
することができるよう記録  
を兼ねて田辺周辺全ての獅子  
舞やその他の伝統芸能の発表  
会を毎年開催してはどうで  
しょうか。特に文化財等の指  
定を受けていない伝統芸能を  
優先的に…。

どうぞよろしくお願ひしま  
す。

これまでの取組としては、平成5年から田辺市内で指定されている無形民俗文化財、無形文化財の映像事業を実施しており、現在までに16の伝統芸能を映像化し、公開しています。また、平成14年には、「ふるさと伝承芸能実行委員会」が主催となり、田辺市文化協会設立十周年記念・田辺市市制六十周年記念「ふるさとの伝承芸能」が実施され、田辺市内の獅子舞などの伝統芸能を継承する11団体（指定・未指定を含む）が出演しています。さらに、平成29年には、田辺歴史民俗資料館の歴民講座で「田辺祭」「上野の獅子舞」「本宮祭」を取り上げ、上野の獅子舞に実演いただいています。

次は 祭りが衰退した後は  
復興できる程度の映像記録と  
なりますと、それぞれの動き  
や音程など、祭りに関するこ  
とが詳細に分かる継承に特化  
した記録映像が必要となつて  
きます。伝統芸能発表会等の  
イベントでの実演映像は、復  
興できる程度の記録撮影とし  
ては難しいものとなります。  
しかし、無形民俗文化財の保  
存継承用の映像の必要性は認  
識しており、今後も指定され  
ているものからではあります  
が、継続して進めてまいりま  
す。

いずれにいたしましても、  
獅子舞をはじめとした無形民  
俗文化財を後世に保存、継承  
していくためには、地域住民  
や観覧者の理解や取組が不可  
欠です。行政だけでなく、地  
域の皆さんとともに取り組ん  
でまいりたいと考えております  
ので、ご理解を賜りますよ  
うお願ひいたします。

- 問合せ等をさせていただくこともありますので、必ず氏名・住所・電話番号・メールアドレス（ある場合）を明記してください。（氏名等が無い場合は回答いたしかねます。）
- 原則、回答を希望するものについては、おおむね2週間以内に回答します。なお、内容や状況により日数の掛かる場合がありますのでご了承ください。
- お寄せいただいたご意見等は、その内容・要旨を広報紙やホームページ等に掲載させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。掲載に当たっては、個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定されることのないようにします。
- 市政「未来ポスト」は、市政に対するご意見等をいたぐり目的で設置させていただいている。個人・団体への誹謗中傷や営利目的の書き込み等はご遠慮ください。



産後ケアをご利用いただ  
き、「とても良かった」との  
お声掛けをいただきましたこ  
とは、母子保健事業に携わっ  
ております職員にも大変励み  
になります。

ご指摘いただきました産後ケア事業の周知についてですが、対象となる方が、育児支援が十分に受けられない方・体調不良や育児不安がある方などとなっている制度で、産婦さん全員対象とはならないために、妊娠届出時も制度があることの説明程度にとどまつていました。

今後は妊娠届出時に配付しておりますチラシを見ながら説明を丁寧に行っていくよう努めてまいります。

今後ともご理解、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

年（平成20年）を起点として減少局面に入つております。平成27年国勢調査時点で約1億2709万人となつてます。この結果を踏まえた国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、2020年（令和2年）に約1億2533万人、2040年（令和22年）に約1億1092万人になると考えられています。また、田辺市の人口は平成27年国勢調査時点で7万4770人となつており、前述の将来人口推計によると2020年

（令和2年）に7万455人、  
2040年（令和22年）に  
5万2767人となると考  
られており、今後更なる人  
口減少が予測されてい  
ます。

本市においては平成27年12  
月に策定しました「田辺市ま  
ち・ひと・しごと創生総合戦  
略」に基づき、各種取組を進  
めておりますが、計画期間が  
本年度で終了となることから  
ら、人口減少の状況やこれま  
での取組状況等を踏まえる中  
で、現在「第2期田辺市まち・  
ひと・しごと創生総合戦略」  
の策定を進めているところで  
す。今後も可能な限り人口減  
少に歯止めをかけるため、総  
合戦略に基づく取組をより一  
層推進してまいりますので、  
ご理解を賜りますよう、お願  
い申し上げます。



【企画広報課 企画調整係】

# 人事行政の運営等の状況

田辺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員数の状況などのあらましについてお知らせします。また、詳細な内容はホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/index.html>) に掲載します。

問総務課 人事係 (☎ 0739-26-9916)

## 1. 職員の採用及び職員数の状況

### (1) 職員の採用状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

職種	採用者数		
	男性	女性	合計
一般事務職 1 種	12 人	3 人	15 人
一般事務職 2 種	2 人	2 人	4 人
一般事務職 3 種	1 人	0 人	1 人
土木技術職	2 人	0 人	2 人
建築技術職	2 人	0 人	2 人
保育士	0 人	4 人	4 人
幼稚園教諭	0 人	1 人	1 人
保健師	0 人	2 人	2 人
消防職	2 人	0 人	2 人
合計	21 人	12 人	33 人

#### ■職員数増減の主な理由

◇移住定住推進業務強化による増

◇退職者不補充や任用形態の変更に伴う減

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

### (2) 職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	
	部門	平成 30 年	平成 31 年	
一般行政 部門	議会	6 人	6 人	0 人
	総務	145 人	146 人	+ 1 人
	税務	37 人	37 人	0 人
	民生	165 人	164 人	- 1 人
	衛生	66 人	61 人	- 5 人
	労働	0 人	0 人	0 人
	農林水産	52 人	51 人	- 1 人
	商工	34 人	32 人	- 2 人
	土木	55 人	55 人	0 人
	小計	560 人	552 人	- 8 人
特別行政 部門	教育	99 人	97 人	- 2 人
	消防	150 人	150 人	0 人
	小計	249 人	247 人	- 2 人
普通会計計		809 人	799 人	- 10 人
公営企業等 会計部門	水道	28 人	27 人	- 1 人
	下水道	4 人	4 人	0 人
	その他	39 人	39 人	0 人
	小計	71 人	70 人	- 1 人
合計		880 人	869 人	- 11 人

## 2. 職員の給与状況

### (1) 人件費の状況 (平成 30 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費 B / A	参考：平成 29 年度の人件費率
74,250 人	43,015,817 千円	7,482,719 千円	17.4%	18.1%

### (2) 職員給与費の状況 (平成 30 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				一人当たりの給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
809 人	3,273,123 千円	754,996 千円	1,175,165 千円	5,203,284 千円	6,432 千円

### (3) ラスパイレス指数の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

年度	平成 30 年
ラスパイレス指数	99.4

◇ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### (4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア. 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.2 歳	324,500 円	405,129 円
技能労務職	52.2 歳	367,200 円	407,942 円
幼稚園教育職	35.6 歳	268,500 円	316,480 円
消防職	38.8 歳	310,600 円	432,517 円

◇平均給料月額とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

◇平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### イ. 職員の初任給の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	初任給	
	田辺市	国
一般行政職	大学卒	180,700 円
	高校卒	148,600 円
技能労務職	高校卒	148,600 円
	大学卒	180,700 円
消防職	高校卒	148,600 円
	大学卒	180,700 円

### (5) 職員の手当の状況

#### ア. 期末・勤勉手当

区分	田辺市	国
	平成 30 年度 支給割合	◇期末手当 2.60 月分 ◇勤勉手当 1.85 月分
加算措置の 状況	職制上の段階、職務級	職制上の段階、職務級等による加
	等による加算措置 (役職加算 5 ~ 20%)	算措置 (役職加算 5 ~ 25%)

一人当たり平均支給額(平成 30 年度支給実績) 1,475 千円

#### ウ. 特殊勤務手当

手当の種類 (手当数)	17
代表的な手当	支給額の多い手当 医師診療手当・消防隔日勤務手当・消防救急出動手当・保育所勤務手当
	多くの職員に支給されている手当 消防隔日勤務手当・消防救急出動手当・保育所勤務手当

支給実績 (平成 30 年度決算) 33,424 千円

#### オ. その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

扶養手当	田辺市	国
	◇配偶者 6,500 円 ◇子の場合 10,000 円 ◇父母等の場合 6,500 円 ◇満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	
住居手当	借家の場合 (家賃が 12,000 円を超える場合に限る)、家賃の額に応じて 27,000 円を限度として支給	
	◇自動車等 片道 2 km 以上 距離に応じて支給 ・自動車 2,100 円 ~ 55,000 円 ・二輪車 1,500 円 ~ 25,400 円 ◇交通機関 負担している運賃額 (上限 55,000 円)	◇自動車等 片道 2 km 以上 距離に応じて支給 2,000 円 ~ 31,600 円 ◇交通機関 負担している運賃額 (上限 55,000 円)

### (7) 年次有給休暇の取得状況 (平成 30 年中)

※ 1 年につき 20 日間付与。付与された翌年に限り繰越し可能 (最大 40 日)

総取得日数 (A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数 A / B
7,775.0 日	855 人	9.1 日





## 保険課からのお知らせ

問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続はお済みですか？

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入了したとき、また、修学町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

## ■加入の届出が遅れると

保険税を遅つて納めることになります。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

## ■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくことになります。

■<sub>(学)</sub>保険証について

修学のため親元から離れる学生には、住民票が市になくても、市の国保の被保険者として<sub>(学)</sub>保険証が交付できます。次の①～③のような場合には、手続が必要になります。

## ■介護保険料の特別徴収（仮徴

収）対象となる方には、「特別徴収（仮徴収）開始通知書」をお送りします。

## ◇2月に特別徴収された方

令和2年4月は、令和2年2月と同額を年金から天引きします。令和2年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

## ◇令和2年4月から新たに特別徴収となる方

令和2年4月は、前年度に該当した保険料段階の年間保険料額を6回に振り分けた額を年金から天引きします。令和2年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きし、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

## ■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付方法が年金か

確認できる書類（在学証明書等）、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

②<sub>(学)</sub>保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になります。<sub>(学)</sub>保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、<sub>(学)</sub>保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

## ③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合

<sub>(学)</sub>保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

・有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

・<sub>(学)</sub>保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合には、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、<sub>(学)</sub>保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

・卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入

届の際に、<sub>(学)</sub>保険証をお持ちください。  
問保険課庶務係  
☎ 0739（26）9924

（料）を基に計算した暫定の保険税（料）額を年金から天引きします。  
■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収（仮徴収）が始まります  
4月から令和2年度の保険特別徴収（仮徴収）が始まります。  
なお、納税（付）義務者が令和2年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされることがあります。その場合は、後日に還付（返金）します。

## ■特別徴収とは

保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

## ■2月に特別徴収された方

仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」でお知らせしたとおり、令和2年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

## ■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）

仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」でお知らせしたとおり、令和2年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

## ■2月に特別徴収された方

仮徴収額は、前年度の年間保

引により納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

## ◇仮徴収

年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は前年度の保険税

## ■特別徴収とは

仮徴収額は、前年度の年間保

引により納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の年金

実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

## ■特別徴収（仮徴収）

仮徴収額は、前年度の年間保

引により納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。その額を4・6・8月の年金

実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

## ■

## 2020令和最初の観燈祭を開催します

かんとうさい  
問合せ 下記参照



**■テーマ**  
龍神村内で撮影された「2020令和最初の観燈祭」

**■入賞・賞品**  
◇最優秀賞…1名・4万円分の宿泊券  
◇優秀賞…2名・2万円分の宿泊券  
◇ほつと賞…3名・龍神温泉元湯無料入浴券11回分

※宿泊券利用先は（公社）龍神観光協会加盟店に限ります。

3月23日（月）「必着」までに応募用紙に撮影場所、撮影日時、タイトルを記載し、下記まで郵送又は直接提出してください。

問合せ 龍神観光協会  
〒645-0415  
龍神村西376  
☎0739（78）2222



## 南方熊楠顕彰館の各種イベントを開催します

問合せ 南方熊楠顕彰館（☎0739-26-9909）



内熊楠が亡くなるまでの25年間を過ごした、現在公開中の南方熊楠邸。今でもこの庭では、熊楠の生涯のドラマを彩った植物たちが現存しています。今回は、熊楠にとって研究の拠点でもあった熊楠邸の庭について、資料とともにご紹介します。

第27回特別企画展  
「熊楠の庭」

熊楠をもっと知ろう！  
シリーズ第47回 講演会



3月20日（金）～5月6日

10時～16時30分（最終入館）

場所 南方熊楠顕彰館 学習室

◇司会・説明 大石高典

さん（東京外国语大学講師）

応義塾大学非常勤講師）、

藪田慎司さん（帝京科学大学教授）、大道良太さん（狩獵指導員・京都府狩獵講師・試験委員）

内特別企画展と連動した講演会「犬からみた人類史..」

紀州編―熊楠日記から読み解く犬の近現代史」を行います。

南方熊楠の生き

た時代は、日本列島における人と犬の関係もまた大きく変化した時代でした。

今回は熊楠の日記に遺された犬についての記述を一

つの手掛かりに、文化人類学・民俗学、動物行動学、狩獵研究の視点から、紀伊半島における犬と人の近現代を読み解いています。

また、講演会にちなんだ犬の写真展示等も併せて行



【動鳴気桜まつり】

3月29日（日）  
10時～16時

地元団体による出店、福引抽選会、おもちゃ販売、餅まき

■イベント

フラダンス、バンド、アコ

ディオング演奏、カラオケ、

子どもじやんけん大会等

【夜桜ライトアップ】

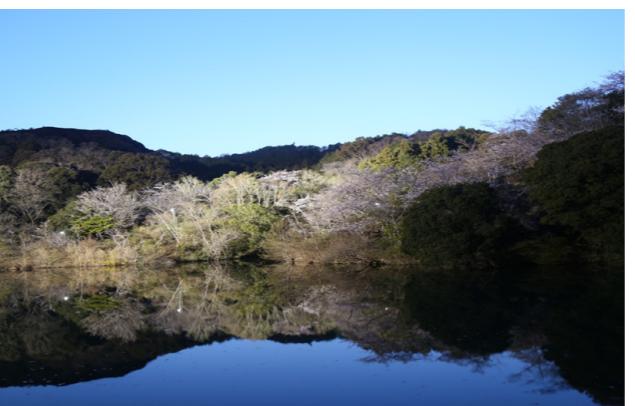
3月21日（土）～4月5日（日）  
18時～22時

※開花状況により変更の可

能性があります。

## 動鳴気峡桜まつり・夜桜ライトアップを開催します

問合せ 動鳴気峡桜まつり実行委員会（観光振興課内）（☎0739-26-9929）



**市が発送する公用封筒への有料広告を募集します**

自主財源の確保と地域経済の活性化を目的として、市が発送する公用封筒への有料広告掲載希望者を募集します。

**掲載媒体** 公用封筒（市役所本庁及び各行政局から市民・企業・行政機関等へ発送する共通封筒です。）

封筒の種類	長形3号	角形2号
募集枠数	2	4
広告枠のサイズ	縦75mm × 横85mm	縦100mm × 横100mm
枚数	12万枚	5万枚
広告掲載料	5万600円	3万3000円
広告の色	I色刷（黒）	

**掲載期間** 封筒作成後、使用を終了するまで（おおむね1年間）  
**申込期間** 3月2日㈪～4月10日㈮に、下記へ提出書類をお持ちください。

◇田辺市有料広告掲載申込書（様

式1号）  
**◇広告原稿**  
**その他** 広告の原稿は文字又はイラストとし（写真不可）、紙原稿を提出してください。データは広告掲載決定後に、市が定める日までにCD-Rで提出してください。

□0739(26)9964  
**圓契約課 契約管財係（本庁舎3階）**

式1号）  
**◇市町村税完納証明書**  
**その他** 広告の原稿は文字又はイラストとし（写真不可）、紙原稿を提出してください。データは広告掲載決定後に、市が定める日までにCD-Rで提出してください。

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

式1号）  
**◇企画広報課 企画調整係**  
**その他** 広告の原稿は文字又はイラストとし（写真不可）、紙原稿を提出してください。データは広告掲載決定後に、市が定める日までにCD-Rで提出してください。

□23ページ参照

わせください。

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

式1号）  
**◇技能公募**  
**資格を有する方（資格により53歳未満又は55歳未満の方）**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

**路線バス・住民バスの有料広告を募集します**

**掲載期間** 4月～1か月単位  
**掲載車両** ■田辺地域を運行している路線バス（長野線、上芳養線のみ）  
**掲載料** ■掲載月数 ×掲載料  
**掲載費** 1枠1040円（月額）  
**提出書類** ◇田辺市有料広告掲載申込書（様式1号）  
**◇広告原稿**



### 予備自衛官補を募集します

予備自衛官補の制度は、一般社会人や学生を予備自衛官補に採用し、教育訓練終了後、予備自衛官補として任用する制度です。教育期間は、一般公募は3年内に50日、技能公募は2年内に10日間です。  
**申込条件** 日本国籍を有し、自衛隊法第38条に該当しない方で次のとおりです。

◇一般公募 令和2年7月1日現

※国家資格等については、左記へお問い合わせください。  
**申込先** 国自衛隊田辺地域事務所 □0739(24)6219

### 試験種目 筆記・口述試験、適性・身体検査

試験項目	区分	受付締切日	試験日	試験場所
予備自衛官補	一般	4月10日金	4月18日㊁～22日㊂のいづれか1日を指定	和歌山市内（未定）
	技能			兵庫県伊丹駐屯地（予定）



lg.jp/ichi/index.html  
**◇各行政局 総務課**

□23ページ参照

田辺市人権擁護連盟田辺支部で人権擁護連盟理事を公募により募集します

◇各行政局 総務課

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

在18歳以上34歳未満の方

□0739(26)9963  
**圓各行政局 総務課**

18歳以上で国家免許

未満又は55歳未満の方）

□0739





## 親子健康カレンダー

- ◇**4か月児健診** 3/2(月)=田辺、17(火)=田辺、4/7(火)=田辺  
 ◇**7か月児健診** 3/3(火)=田辺、31(火)=田辺、4/10(金)=田辺  
 ◇**11か月児相談** 3/13(金)=田辺、27(金)=田辺、4/3(金)=田辺  
 ◇**1歳6か月児健診** 3/4(水)=田辺・大塔、12(木)=龍神、26(木)=田辺、4/9(木)=田辺  
 ◇**2歳児相談** 3/4(木)=大塔、10(火)=田辺、12(木)=龍神、30(月)=田辺、4/15(木)=田辺  
 ◇**3歳6か月児健診** 3/4(水)=大塔、11(水)=田辺、12(木)=龍神、18(水)=田辺、4/2(木)=田辺、14(火)=田辺  
 ◇**マタニティスクール** 3/13(金)=田辺、4/3(金)=田辺  
 場田辺…市民総合センター、龍神…龍神保健センター、中辺路…中辺路保健センター、大塔…大塔健康プラザ、本宮…本宮保健福祉総合センター  
 間時間など、詳しくは、対象者に送付している通知をご覧いただきか、健康増進課母子保健係（☎ 0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎ 23ページ参照）までお問い合わせください。

## 3月の納税等

- 市県民税 紹介特別徴収…2月徴収分  
 ■国民健康保険税 普通徴収…第9期分  
 ■介護保険料 普通徴収…第9期分  
 ■後期高齢者医療保険料 普通徴収…第9期分  
 ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

## 編集後記

▼久しぶりに広報の研修へ▼講師は全国的にも有名な愛媛県内子町の広報担当▼熱い思いを聞き、忘れていた何かを思い出したような気がしました▼頑張ろう！！（ヤノマイ）

**有料広告** 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主にお願いします。

## 有料広告

2枚連結（縦46mm×横174mm）

## 有料広告

2枚連結（縦46mm×横174mm）

## 施設の予約

- 【生涯学習センター】**  
**■貸室** 10室  
 (市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など)  
 令和2年6月分は4/1(木)から予約可  
 間生涯学習課 公民館係  
 ☎ 0739-26-4925

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
<b>市民法律相談</b> (対象は市民の方で先着8名。相談日の11時までに要予約。)	3/9(月)(3/3~)・山本弁護士 3/16(月)(3/10~)・倉谷弁護士 4/6(月)(3/17~)・中松弁護士 4/13(月)(4/7~)・木戸弁護士	14時~16時のうち、1人15分間	社会福祉センター3階「相談室」(本庁舎東隣3階)	
<b>市民相談</b>	平日	8時30分~17時15分	右記	
<b>行政相談</b>	3/24(火)・岡本美彦	13時~15時	社会福祉センター3階「相談室」	自治振興課 市民生活係 (本庁舎3階) ☎ 0739-26-9911
	3/24(火)・折戸富子	13時~15時	本宮行政局	
	3/25(水)・佐田俊知	13時30分~15時	大塔行政局	
	4/3(金)・森本篤	13時30分~15時30分	龍神行政局	
<b>消費生活相談</b>	月火木金・消費生活相談員	13時~16時	自治振興課 市民生活係(本庁舎3階) ◇相談専用 ☎ 0739-34-2460 消費者ホットライン ☎ 188	
<b>人権・登記・相続相談</b> (登記・相続相談は要予約。法務局でも平日に相談可)	①3/17(火)・人権擁護委員、法務局職員 ②4/3(金)・人権擁護委員、法務局職員	13時30分~15時30分 ※受付は15時まで	①大塔総合文化会館 ②龍神行政局	法務局 田辺支局 (文里一丁目11-9) ☎ 0739-22-0698
<b>女性電話相談</b>	平日・女性相談員	9時~12時	◇相談専用 ☎ 0739-26-4919	
<b>生活相談</b> (生活困窮者自立支援)	平日・相談支援員	8時30分~17時	生活相談センター(市民総合センター1階) ☎ 0739-33-7641	
<b>愛あい子育て相談</b>	平日	8時30分~17時15分	地域子育て支援センター愛あい (もとまち保育所内) ☎ 0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
<b>家庭児童相談</b>	平日	8時30分~17時	家庭児童相談室(市民総合センター1階) ☎ 0739-26-4926	
<b>介護相談</b>	平日	8時30分~17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 (市民総合センター1階) ☎ 0739-26-9906 ※認知症については、第1回10時~12時に「よりみちサロンいおり」でも相談可	
<b>ひきこもり相談</b> (窓口に来られる場合は要予約)	平日	8時30分~17時15分	健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901 ◇相談専用 ☎ 0739-26-4933 ✉ shc@city.tanabe.lg.jp	
<b>妊娠期から出産、子育て相談</b> (原則、就学前まで)	平日 ※④は助産師による相談可	8時30分~17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」 (市民総合センター2階) ◇相談専用 ☎ 0739-33-7115 ✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp	
<b>いじめホットライン</b>	平日	9時~16時	◇相談専用 ☎ 0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ ijime110@city.tanabe.lg.jp	
<b>不登校・いじめ・教育相談</b>	平日	9時~16時	教育研究所(本庁舎北隣2階) ☎ 0739-25-1511	
<b>外国人相談(English)</b> (事前に要問合せ)	月水木金	9時~16時	国際交流センター ☎ 0739-33-9019	

## ポールのたなべ穴場めぐり



国際交流員のポール・フィンです。「ポール」と気軽に呼んでください。このコーナーでは、私が市内各地の穴場を巡り、見たもの・経験したことを皆さんにお伝えしていきます！

### 第7回 Buying local

私は、大学を卒業してからアイルランドで営業の仕事をしていました。直接お客様と関わることはなく、電話で仕事をしていると、だんだん人との関わりが恋しくなってきます。しかし、今回私が見に行った田辺中央青果市場は、私が以前働いていた職場とは違って活気にあふれています。

競りをやっている人の早口が私にはとても新鮮で、市場の代表取締役の早稲田さんが、私に優しく田辺弁を教えてくれました。早稲田さんは、市場が創業してからの70年の間に、いろんな変化があったこと、その変化に対応する方法の一つとして、地産地消の話をしてくれました。地産地消を推進することは、地場農業の価値を高め、働き口を確保するだけでなく、温室効果ガスの排出量削減にも効果があり、とても大切なことだと私は思います。日本はアイルランドに比べて地産地消が多く、地元の農家との関わりを大切にしているところが素晴らしいと思いました。私もせっかく田辺に住んでいるのだから、「フルーツ王国田辺」の特産品を楽しみたいです。



## たなベスマイル

大阪出身で就職をきっかけに和歌山に来て30年になります。動物が好きで飼育員として働いていました。飼育員の仕事を辞めてからも知り合いの縁でヤギを飼い、その数が増えてきたことから現在の牧場を始めました。

今はヤギが13頭、ポニーが3頭に増え、休日には親子連れで多くの方々が来てくれます。飼育員をしていて知識や経験があるとは言え、やはり世話は大変。朝夕2回の掃除に、ポニーは一日4回のエサやりなど毎日することがたくさんあります。しかし、そのような苦労がありながらも動物との触れ合いはとても癒やされます。

最近では、引退した競走馬を譲り受けました。馬の寿命は30年ほどですが、8～10歳くらいで引退します。残りの人生の方が長いにも関わらず、殺処分される数も少なくありません。これからはもっと多くの方に、動物の命の大切さや動物との触れ合いから生まれる癒やしを感じてもらえるような取組をしていきたいですね。



動物と人との共存



森田 竜一さん

中辺路町温川  
牧場オーナー



## 青春キラリ！高校生レポーター



### 毎年龍神村で行われる村内駅伝大会

写真・文 南部高等学校龍神分校 西 希実

元々この大会は10年を目前に終える予定だったそうです。大会の主催者である龍神村陸上競技協会会長の松本修吾さんは、「まさかこのよう長く続くとは夢にも思っていませんでした。しかし、村民の方の協力に刺激を受け、続けようという気持ちになった」そうです。地域の方が積極的に協力してくださる民情の良さが、47回という歴史を作ったと言います。



一般男子の部で優勝した龍神中学校OBチーム。4区でアンカーとして出場した岡本君は、現在田辺工業高校の陸上部に所属しています。「チーム全体での優勝を狙っていた中で、1位でタスキをもらったので自分の走りをすればいいと思っていた」と、自分の成長を実感していました。

これからも私たちのような若い世代が大会を盛り上げ、龍神村の民情を受け継いでいきたいと思います。また、来年、再来年と子供たちが切磋琢磨し、活気ある大会が行われることを願っています。



## 備えて安心！防災コラム

### 第70回 三助（自助、共助、公助）について

災害時は、「自分のことは自分で守る（自助）」「地域や組織で助け合う（共助）」「行政がカバーする（公助）」それぞれが適切に発揮されることで被害を最小限に抑えられると言われています。

これらの概念は、平成7年に発生した阪神大震災から注目されるようになりましたが、実は江戸時代から存在しており、当時の米沢藩の藩主であった上杉鷹山が、藩の方針として「三助の思想」を示したのが始まりと言われています。上杉鷹山と言えば、江戸時代屈指の名君で「為せば成る為さねば成らぬ何事も」という言葉でも有名な方です。天明の大飢饉の際には周辺の

藩が飢えに苦しむ中、米沢藩はこの「三助の思想」を実践することにより、互いに助け合いながら餓死者を出すことなく苦難を乗り越えたと言われています。

また、この三助の概念は防災面だけではなく、藩政の改革、農地の開拓やインフラ整備にも生かされ、それにより、米沢藩は厳しい財政難からも立ち直ることができたそうです。

このように、防災として三助を実践することは、防災面の効果にとどまらず、社会生活の様々な場面において良い影響を及ぼすことが証明されています。



## 図書館へ行こう



たなべ方言事典

たてつけ

いきなり。

司書のおすすめ！新着図書



**発酵はおいしい！**  
著／おの みさ  
発行／パインインターナショナル

世界中のあらゆる食文化に欠かせない発酵食品について、日本の発酵食研究の第一人者の定義に基づいて、イラストを交えて分かりやすく解説する。



**ありのままに生きてます 見習いたくなるいきもの物語**  
著／加藤 英明

ストーリー／泰本 幸弥  
発行／KADOKAWA

いきものの「ありのまま」の姿を、彼らが主人公の物語で紹介。

お子さんと一緒に  
おはなしのコーナー

### ★おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など（対象：4歳くらいから）  
本館＝3/1・8・15・22・29 全回（11時～）  
中辺路分室＝3/21 回（11時～）

### ★おはなしタイム

おはなしや絵本の読み聞かせなど（対象：4歳くらいから）  
本館＝3/7・14・21・28 全回（11時～）

### ★ひよこタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたそびなど（対象：0～2歳くらい）  
本館＝3/18 回（11時～）

### ★こぐまタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたそびなど（対象：2～3歳くらい）  
本館＝3/18 回（11時30分～）

## 我が家の大ドレ～3月生まれ～



清水 しょうへい  
祥平ちゃん（2歳）

お誕生日おめでとう♡  
いつまでも可愛いようくんで  
いてね！



山根木 あきと  
章仁ちゃん（1歳）

1歳のお誕生日おめでとう！  
これからも元気にすくすく大きくなってね。



広報発行月に誕生日を迎えるお子さん（就学前まで）の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント（50字まで）を添えてください。4月生まれのお子さんの締切りは、3月10日回です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。  
■宛先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ☐kikaku@city.tanabe.lg.jp

## ひとことコラム

チャイコフスキーの三大バレエ音楽といえば、「白鳥の湖」「眠れる森の美女」「くるみ割り人形」。皆さんご存じの曲が、3月に紀南文化会館で公演されます。幻想序曲「ロメオとジュリエット」等も演奏され、優美な世界を堪能することができます。図書館にも、音楽関連の図書も所蔵していますので、併せてお楽しみください。（雄）

## 休館日

本館＝毎週日、3/26 回（整理日）  
龍神分室＝第1・3回、第1・3・5回、3/20 金回  
中辺路分室＝毎週日、3/20 金回  
大塔分室＝第1・2・3回、毎週日、3/20 金回  
本宮分室＝毎週回、3/20 金回

※移動図書館の運行日時は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。  
市立図書館 ☎ 0739-22-0697 ☐ http://www.city.tanabe.lg.jp/tosh/index.html

## 開館時間

本館＝回～回 9時30分～19時30分  
回～回 9時30分～18時  
分室＝9時～17時  
※龍神分室は、回～回 20時まで時間延長あり。



## すくすく子育てクラブ

第79回 子供の便秘



健康増進課  
健康管理係  
中西 孝美

### ■日常生活での注意点

- ◇早寝早起きの規則正しい生活習慣
  - ◇適度な運動
  - ◇バランスのとれた食事
- また、赤ちゃんは、離乳食を開始すると便秘になることがあります。

### ■離乳期の食事のポイント（便秘予防）

- ◇野菜、いも類、海藻類（焼きのりなど）を積極的に取り入れる。
- ◇7～8ヶ月になると、スプーンなどで液体を飲むことが出来るので、汁物を取り入れる。
- ◇9ヶ月以降では、油（バターなど）を利用する。



## 見て、触れて、体験して 雪遊びを満喫

2月1日㊁、護摩壇山周辺で、紀南地方では珍しい雪のイベント『南国紀州の雪あそび』が開催されました。参加者は、雪だるま作りやソリ遊び、雪の上を歩いても沈みにくいスノーシューを履いてのスノーシューライド体験、雪の中に埋められたカラーボールを探す宝探しなどを楽しみました。

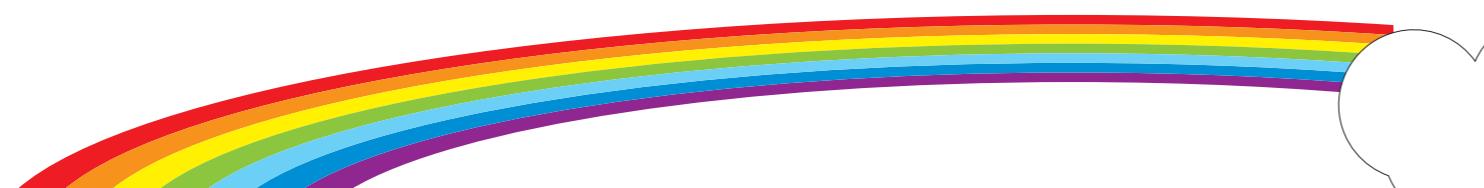
参加されたご家族は「なかなか雪で遊べる機会がなく、今回のように近場で遊べたので良かったです。子供は雪で遊ぶのが初めてだったので、とても楽しそうでした」と話してくれました。



2月2日㊂、紀南文化会館で15年ぶり2回目となる『太鼓フェスティバル』が開催され、5団体が演奏しました。公演の締めくくりには、初めて合同演奏を披露し、観客を魅了しました。



1月23日㊃、城山台で地元シェフや生産者が地元産品を持ち寄り、おむすびのメニューを考えました。市街地活性化施設「tanabe en +」内に計画しているカフェで提供されます。



## ジュニア駅伝 田辺市が3回目の優勝

2月16日㊄、和歌山市で『第19回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会』が開催されました。オープンチームを含め45チームの選手たちが雨の中、最後まで走り抜けました。田辺市チームは、1区から先頭を走り、最後まで抜かれることなく、1時間9分で見事に1位でゴール。

個人成績では、合川歩輝選手(1区、3.0km)が9分10秒、大江咲歩選手(2区、1.7km)が6分27秒、恵中春斗選手(5区、2.2km)が6分32秒、坂本鶴月選手(6区、1.4km)が4分57秒で区間1位となりました。



2月3日㊅、県立情報交流センターBig-Uで首都圏企業の社員が、たなべ未来創造塾修了生と地域課題を解決するビジネスプランを協働で立案し、その成果を発表しました。



2月2日㊆、スポーツパークで「田辺市まちづくり市民カレッジ+（プラス）」の第3回講座が開催され、立戸自主防災会と稻成町下村区活性化委員会の事例発表や講義が行われました。